

## 発表事項

- 1 規制改革推進会議第11回医療・介護ワーキング・グループへの報告
- 2 緊急事態宣言の発令に対する対応状況

### **3 審査関係訴訟事件**

- 4 令和元年度監事監査振り返り及び令和2年度監事監査計画
- 5 令和2年度内部監査計画
- 6 令和元年台風19号に伴う被災医療機関の概算請求に係る確定状況等
- 7 令和2事業年度一般会計及び特別会計の予算等の認可
- 8 令和2年度後期高齢者支援金徴収額等決定状況
- 9 令和2年2月審査分の審査状況
- 10 令和2年4月審査分の特別審査委員会取扱状況
- 11 令和元年度第12期（3月）分の後期高齢者支援金等収納状況

## 医療法人手のクリニック事件（北海道）の終了等

### 令和元年8月9日 医療法人手のクリニック（北海道）が支払基金を提訴

- 原告は、「皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術」及び「靭帯断裂形成手術」に係る減点査定を不服であるとし、当該診療報酬（179,410円：5件）の支払を求める。

### 審査の経緯

- 「皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術（4,510点）」  
⇒「ガングリオン摘出術（3,050点）」に査定

#### ○原審査

手術部位（指の先端部）等から、「算定は過剰」として減点。

#### ○医療機関からの再審査請求

提出された資料（手術記録等）の内容からは、手術の必要性が認められないとして、「原審どおり」とした。

- 「靭帯断裂形成手術（16,350点）」  
⇒「靭帯断裂縫合術（7,600点）」に査定

#### ○原審査

発症からの経過期間等から、「算定は過剰」として減点。

#### ○医療機関からの再審査請求

提出された「症状詳記」及び「手術記録」に記載された傷病名が、レセプトに記載された傷病名と不一致であったこと等から、「原審どおり」とした。

# 医療法人手のクリニック事件（北海道）の終了等

## 和解の経緯

- 提訴に伴い、手部を専門とする整形外科領域の審査委員が検証した結果、当該事例について、「請求は妥当」との見解が示された。
- 担当職員は、審査結果に関する特段の疑問点はないとして、審査委員等への確認を実施していなかった。



以上の状況等から、訴訟の係属を断念し、対象分の査定を取り消す内容の和解案を提示して、和解が成立。

## 令和2年2月5日 和解成立（札幌地方裁判所）

- **主な和解条項**
  - ① 本件解決金として、190,641円を支払う。  
（診療報酬179,410円、遅延損害金11,231円：令和2年2月21日支払済）
  - ② 審査及び再審査において不十分な点があったことを認め、遺憾の意を表明する。
  - ③ 今後とも審査委員会の審査、及び再審査部会の再審査を適切に行うことを約束する。